

## 用語解説

### あ行

#### 赤字繰入れ

国保特別会計において、国保税及び公費等の収入分だけでは事業費納付金等の支出分を賄えない場合に、不足分を一般会計から国保特別会計に繰り入れること。

平成 30 年 1 月に「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について（厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）」が発出され、県及び市町は赤字の削減・解消に取り組むこととされた。

#### 医療分（国保税・事業費納付金・標準保険料率）

国保税収入や事業費納付金のうち、被保険者の保険給付費などに充てられるもの。

#### 応能・応益割合

応能割合とは、所得、資産など被保険者の負担能力に応じて負担する部分、応益割合とは、一世帯あたりに課せられる一定額及び被保険者一人あたりに課せられる一定額のこと。（応能割は所得割及び資産割、応益割は均等割及び平等割のこと。）

### か行

#### 介護納付金（介護分）

被保険者が納める国保税のうち、介護保険制度の保険給付に充てるための納付金として徴収されている部分のこと。被保険者のうち、介護保険第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満）が納付義務を負う。

令和 3 年度 介護納付金の一人あたり負担見込額は 80,133 円で、原則として、この 1/2 を事業費納付金として県に納める。

#### 旧ただし書き所得（所得割対象額）

前年の総所得金額と山林所得、株式の配当所得、土地・建物等の譲渡所得金額などの合計から基礎控除（43 万円）を除いた額。住民税の賦課方式としては既に廃止されている、旧地方税法における住民税課税方式に関する条文のただし書きとして規定されていた方法を用いて算出される所得のことで、国保ではこの「旧ただし書き所得」に「所得割料率」を掛け合わせることで国保税の「所得割額」を計算する。

#### 均等割

一世帯あたりの国保被保険者の人数に応じて算定される国保税のこと。磐田市は医療分が 19,800 円/人、後期高齢者支援金分が 7,200 円/人、介護分が 6,000 円/人となっている。（令和 2 年度の県平均は、医療分：23,649 円、後期分：8,900 円、介護分：12,491 円）

## 後期高齢者医療制度

75歳以上の人と一定の障害があると認定された65歳以上75歳未満の人が加入する医療制度のこと。保険者は各都道府県に設置される後期高齢者医療広域連合。

## 後期高齢者支援金（後期高齢者支援金分）

後期高齢者医療制度の被保険者の保険給付費分を賄うために、国保等の各医療保険の保険者が被保険者から徴収した国保税の一部を、社会保険診療報酬支払基金に納める納付金のこと。（後期高齢者医療制度の医療にかかる費用のうち、医療機関の窓口で支払う自己負担額を除いた分について、約4割を現役世代が負担する。約5割を公費で負担し、残り約1割を被保険者が負担する。）

社会保険診療報酬支払基金は、各保険者から納められた支援金を後期高齢者医療広域連合に後期高齢者交付金として交付する。

令和3年度後期高齢者支援金の一人あたり負担見込額は63,674円で、原則として、この1/2を事業費納付金として県に納める。

## 高額医療費

診療報酬請求書（レセプト）1件あたりの総医療費のうち、80万円を超えた部分に相当する医療費のこと。

## 高額療養費

被保険者が保険医療機関等で支払った一部負担金のうち、自己負担限度額を超えた部分を保険者が後日支給する保険給付のこと。同じ月に受診した医療機関や薬局等に支払った自己負担額が一定の金額（自己負担限度額）を上回った場合、申請により自己負担限度額を超えた分を高額療養費として支給するもの。

## 後発医薬品（ジェネリック医薬品）

先発医薬品の特許期間終了後に、先発医薬品と品質・有効性・安全性が同等であるものとして、厚生労働大臣が製造販売を承認した医薬品のこと。一般的に研究開発費用等が抑えられることから、先発医薬品よりも薬価が安くなっている。

## 国保運営方針

国保法第82条の2に基づき都道府県が定めるものとされているもので、国保の安定的な財政運営や県内市町の国保事業の広域的及び効率的な運営の推進を目的に、県と県内各市町が一体となって運営に取り組むための統一的な指針として策定されるもの。

## 国保事業費納付金

県の国保特別会計において負担する国保保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国保事業に要する費用に充てるため、市町が県に納める納付金のこと。（国保保険給付費等交付金：市町の国保特別会計において負担する療養の給付等に要する費用その他国保事業に要する費用に充てるため、県が市町に交付する交付金のこと。）

## 国保情報集約システム

被保険者の資格情報及び給付状況を都道府県単位で管理し、市町村と情報連携させるシステムのこと。

## 国保データベース（KDB）システム

国民健康保険中央会が運営するシステム。国及び同規模保険者と比較できる 73 帳票が収載され、生活習慣病では、個人単位で治療の状況や疾病の重なり等の確認が可能となっている。（2015 年 3 月稼働）

## 国民健康保険事業基金

不測の事態に対応し、国民健康保険事業の健全な運営に必要な財源に充てるため設置される基金のこと。

## 国民健康保険事業特別会計（国保特別会計）

国保事業の経理を行う会計のことで、一般会計と区別されている。（国や地方公共団体の会計区分のひとつで、特定の収入、特定の支出を一般会計と切り離して独立して行われる会計のこと。特定の事業や資金の運用の状況を明確化するのが目的で、特別会計ごとにそれぞれ使い道が決められている。）

## さ行

### 資産割

一世帯あたりの固定資産税額に応じて算出される国保税のこと。

### しずおか茶っとシステム

静岡県国民健康保険団体連合会が運営するシステム。医療費諸率や疾病統計などの、経年推移や県内保険者との比較を可視化でき、医療費分析のための統計資料や保健指導等に必要な資料が作成できる。また、特定保健指導実施者等のデータの推移など、保健事業の評価を行うことも可能となっている。（2012 年 3 月稼働）

### 所得割

一世帯あたりの国保被保険者の前年の総所得金額等に応じて算出される国保税のことで、磐田市は医療分が 4.40%、後期高齢者支援金分が 1.40%、介護分が 0.90%となっている。（令和 2 年度の県平均は、医療分：5.90%、後期分：2.05%、介護分：1.81%）

### 診療報酬明細書（レセプト）

診療内容の明細を示したもので、保険医療機関等が患者ごとの各月の診療内容と診療行為に要した費用を記入するもの。

## た行

### 第三者行為求償

交通事故等の加害者である第三者の不法行為によって生じた保険給付について、保険者が立て替えた医療費等を加害者に対して損害賠償請求すること。

### 調定額

実際に徴収する調査決定額（国保税算定額から軽減額・賦課限度額を超える額・減免額を差し引いた額）のこと。国保税を税率で算定した額で、被保険者への賦課額となる。（収納率が100%の場合の理論上の数値）

### データヘルス計画

診療報酬明細書（レセプト）、健康診査情報等のデータ分析に基づく、効率的かつ効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画のこと。Plan（計画）においてデータ分析に基づく事業の立案を行い、Do（実行）において保健事業を実施し、Check（評価）においてデータ分析に基づく効果測定及び評価を行い、Action（改善）において評価結果に基づき事業内容を見直し、次のPlan（計画）に活かしていく。

### 特定健康診査（特定健診）

保険者が40歳以上74歳以下の被保険者及び被扶養者に対して実施することとされている、内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病に関する健康診査のこと。

### 特定保健指導

特定健康診査の結果、健康の保持に努める必要がある者に対して保険者が実施することとされている、生活習慣病の改善のための保健指導のこと。

## な行

### 納税義務者

国保税は、住民登録上の世帯主に支払い（納税）義務が生じ、住民登録が同一の世帯で複数の人が国保に加入している場合は、加入している方の国保税を合計して世帯主に課税される。また、世帯主が国保に加入していない場合でも、その世帯内に国保の被保険者がいる場合、国保税は世帯主に課税される。（擬制世帯主）

## は行

### 被保険者

保険給付の利益を受ける一方、他方で国保税の納付義務を負う者のこと。社会保険や共済組合、後期高齢者医療制度などに加入している人や一定の適用除外の規定に該当しない限り、市町村の区域内に住所を有する者は、その意思にかかわらず国保の被保険者となる。

## 標準保険料率

法令で定められた統一の算定ルールに基づき都道府県が算定する理論上の値のこと。一定の方式で算定した標準的な保険料率を示すことにより、市町村間や都道府県間の比較を可能とし、保険料率を「見える化」したもの。（市町村標準保険料率：都道府県内の市町村間で比較ができるよう、都道府県内統一の算定基準による市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表すもの）

## 平等割

一世帯あたりに課せられる国保税のこと。

## 賦課限度額

一世帯あたりに課せられる国保税の負担上限額のこと。令和3年度は、医療分が63万円、後期高齢者支援金分が19万円、介護分が17万円となる。

## 賦課方式

国保税（料）の賦課方式には4つの方法があり、国保税（料）の負担能力に応じて賦課される応能分（所得割、資産割）と、受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分（被保険者均等割、世帯別平等割）から構成される。賦課方式の採用については、各市町村が条例により定めることとなる。

## 保険基盤安定制度

低所得世帯に対する国保税軽減分などを公費（国庫負担金・県負担金・市負担金）で負担することにより、国保財政の基盤安定を図る制度。

## 保険給付費

保険事故（疾病、負傷、出産又は死亡のこと）の発生により、保険者から支給される給付のことで、いわゆる国保が負担している7割（8割）部分のこと。

このうち、保健医療機関への受診によって診療を受ける場合は、療養の給付として現物給付に分類される。他方、療養費等の現金で支給される給付は、現金給付に分類される。

## 保険者

国保事業の運営主体のこと。平成30年度からは、市町村国保において、都道府県が市町村とともに保険者となった。

## 保険者努力支援制度

保険者における医療費適正化や保健事業等に対する取組を評価し、基準を達成した保険者に対して国庫補助金を交付する制度。一定の評価指標に基づき、保険者としての努力を行っている市町村・都道府県に対し、国が交付金を交付することで、保険者機能の発揮にインセンティブを与えるものとなる。（インセンティブ：やる気を引き出す誘因）

## 保険料・保険税（国保税）

国保事業に必要な費用を賄うため、市町村保険者が被保険者の世帯主から徴収するもの。保険料と保険税があり、両者の賦課方法に大きく異なる点はないが、徴収するための根拠法が前者は国保法であり、後者は地方税法となっている。

## ら行

### 療養費

被保険者が医療機関等を受診したときに一旦掛かった費用の全額を支払った上で、後日被保険者からの申請により審査を経て保険者から支給される一部負担金相当分を除いた費用のこと。

参考資料【データ編】

表 1：被保険者数と世帯数（令和元年度平均：国民健康保険事業年報）

市町名	世帯数	被保険者数	市町名	世帯数	被保険者数
静岡市	96,867世帯	148,245人	東伊豆町	2,511世帯	3,893人
浜松市	101,973世帯	161,536人	河津町	1,385世帯	2,245人
沼津市	30,036世帯	45,798人	南伊豆町	1,794世帯	2,823人
熱海市	7,608世帯	10,671人	松崎町	1,332世帯	2,171人
三島市	15,260世帯	23,591人	西伊豆町	1,572世帯	2,386人
富士宮市	18,743世帯	29,910人	函南町	5,850世帯	9,278人
伊東市	13,965世帯	21,224人	清水町	4,112世帯	6,522人
島田市	12,921世帯	20,745人	長泉町	4,569世帯	7,198人
富士市	34,090世帯	54,002人	小山町	2,429世帯	3,774人
磐田市	22,486世帯	36,425人	吉田町	3,534世帯	5,822人
焼津市	18,819世帯	29,428人	川根本町	1,119世帯	1,748人
掛川市	15,153世帯	24,893人	森町	2,566世帯	4,413人
藤枝市	19,551世帯	30,832人	伊豆市	5,544世帯	8,672人
御殿場市	10,278世帯	15,956人	御前崎市	4,637世帯	7,774人
袋井市	10,894世帯	17,703人	菊川市	6,163世帯	10,360人
下田市	4,267世帯	6,574人	伊豆の国市	7,851世帯	12,580人
裾野市	6,360世帯	10,120人	牧之原市	6,584世帯	11,253人
湖西市	7,584世帯	12,292人	計	510,407世帯	802,857人

表 2：一人あたり所得（令和 2 年度：国民健康保険実態調査〔速報値〕）

順位	市町名	金額	順位	市町名	金額
1	小山町	881,382円	19	富士宮市	723,477円
2	長泉町	867,289円	20	函南町	713,434円
3	熱海市	833,016円	21	伊東市	712,668円
4	御殿場市	817,100円	22	沼津市	704,064円
5	伊豆市	802,999円	23	藤枝市	700,377円
6	吉田町	787,072円	24	焼津市	698,043円
7	伊豆の国市	776,176円	25	牧之原市	696,869円
8	御前崎市	773,346円	26	菊川市	692,281円
9	掛川市	772,414円	27	島田市	680,137円
10	富士市	769,643円	28	静岡市	662,798円
11	三島市	756,708円	29	河津町	609,632円
12	森町	756,326円	30	東伊豆町	589,993円
13	清水町	753,570円	31	下田市	588,609円
14	磐田市	745,277円	32	川根本町	572,784円
15	浜松市	743,197円	33	松崎町	487,137円
16	袋井市	742,010円	34	西伊豆町	485,701円
17	裾野市	735,435円	35	南伊豆町	478,813円
18	湖西市	734,359円		県平均	722,211円

表 3 : 一人あたり医療費（令和元年度：国民健康保険事業年報）

順位	市町名	金額	順位	市町名	金額
1	西伊豆町	442,482円	19	伊豆の国市	371,780円
2	小山町	399,146円	20	沼津市	371,147円
3	川根本町	394,815円	21	焼津市	369,551円
4	河津町	394,555円	22	島田市	366,549円
5	御前崎市	392,105円	23	森町	365,594円
6	熱海市	391,654円	24	湖西市	364,438円
7	伊豆市	385,344円	25	吉田町	364,436円
8	南伊豆町	381,552円	26	松崎町	364,369円
9	三島市	380,061円	27	函南町	361,853円
10	長泉町	379,862円	28	藤枝市	360,078円
11	浜松市	376,920円	29	菊川市	358,794円
12	掛川市	376,724円	30	清水町	357,935円
13	富士市	376,536円	31	富士宮市	349,922円
14	下田市	375,869円	32	牧之原市	349,880円
15	東伊豆町	373,911円	33	御殿場市	345,608円
16	磐田市	373,676円	34	袋井市	344,093円
17	静岡市	373,328円	35	伊東市	332,513円
18	裾野市	371,904円	県平均		370,508円

表 4 : 医療費指数（平成 29 年度～令和元年度の 3 か年平均）

順位	市町名	医療費指数	順位	市町名	医療費指数
1	伊東市	0.817392	19	清水町	0.934579
2	川根本町	0.863523	20	掛川市	0.934856
3	御殿場市	0.881450	21	富士宮市	0.935228
4	湖西市	0.881575	22	伊豆市	0.942852
5	島田市	0.888091	23	小山町	0.946762
6	藤枝市	0.890248	24	富士市	0.947831
7	東伊豆町	0.892052	25	南伊豆町	0.948032
8	裾野市	0.895560	26	熱海市	0.948949
9	袋井市	0.902417	27	三島市	0.950410
10	牧之原市	0.902429	28	吉田町	0.953279
11	函南町	0.910840	29	沼津市	0.954846
12	森町	0.912473	30	長泉町	0.955521
13	下田市	0.914958	31	浜松市	0.959906
14	菊川市	0.917111	32	静岡市	0.962992
15	焼津市	0.921332	33	西伊豆町	0.983497
16	磐田市	0.924987	34	御前崎市	1.021532
17	松崎町	0.925459	35	河津町	1.081099
18	伊豆の国市	0.933176	県平均		0.929636

表5：一人あたり保険料（税）調定額（令和元年度：国民健康保険事業年報）

順位	市町名	金額	順位	市町名	金額
1	吉田町	122,527円	19	掛川市	99,015円
2	御殿場市	117,999円	20	森町	98,722円
3	浜松市	114,876円	21	焼津市	98,289円
4	清水町	110,468円	22	伊豆の国市	97,739円
5	裾野市	109,891円	23	静岡市	96,492円
6	富士市	109,198円	24	藤枝市	94,867円
7	牧之原市	109,067円	25	河津町	94,573円
8	御前崎市	108,430円	26	島田市	91,439円
9	沼津市	108,426円	27	伊豆市	91,178円
10	三島市	107,881円	28	磐田市	90,347円
11	小山町	106,665円	29	東伊豆町	89,654円
12	熱海市	106,594円	30	伊東市	86,310円
13	長泉町	104,318円	31	松崎町	78,785円
14	富士宮市	103,790円	32	南伊豆町	78,159円
15	菊川市	102,096円	33	西伊豆町	77,027円
16	袋井市	101,306円	34	下田市	74,827円
17	函南町	101,225円	35	川根本町	72,260円
18	湖西市	101,195円	県平均		103,019円

表6：一世帯あたり保険料（税）調定額（令和元年度：国民健康保険事業年報）

順位	市町名	金額	順位	市町名	金額
1	吉田町	201,854円	19	函南町	160,542円
2	牧之原市	186,410円	20	伊豆の国市	156,611円
3	御殿場市	183,187円	21	焼津市	153,699円
4	浜松市	181,976円	22	河津町	153,297円
5	御前崎市	181,785円	23	藤枝市	149,606円
6	清水町	175,213円	24	熱海市	149,509円
7	裾野市	174,859円	25	静岡市	147,671円
8	富士市	172,981円	26	島田市	146,807円
9	菊川市	171,623円	27	磐田市	146,352円
10	森町	169,782円	28	伊豆市	142,622円
11	三島市	166,778円	29	東伊豆町	138,998円
12	小山町	165,728円	30	伊東市	131,174円
13	富士宮市	165,627円	31	松崎町	128,411円
14	沼津市	165,324円	32	南伊豆町	122,990円
15	袋井市	164,624円	33	西伊豆町	116,913円
16	長泉町	164,342円	34	下田市	115,282円
17	湖西市	164,015円	35	川根本町	112,878円
18	掛川市	162,659円	県平均		162,047円

表7：収納率（令和元年度：国民健康保険事業年報）

順位	市町名	収納率	順位	市町名	金額
1	森町	98.62%	19	袋井市	94.42%
2	川根本町	97.95%	20	裾野市	94.29%
3	西伊豆町	97.83%	21	吉田町	94.18%
4	島田市	97.28%	22	東伊豆町	94.08%
5	小山町	97.19%	23	長泉町	93.86%
6	南伊豆町	97.06%	24	富士市	93.80%
7	湖西市	96.61%	25	焼津市	93.75%
8	御殿場市	96.12%	26	静岡市	93.47%
9	磐田市	95.88%	27	伊豆の国市	93.06%
10	掛川市	95.74%	28	下田市	92.98%
11	藤枝市	95.73%	29	伊東市	92.95%
12	御前崎市	95.72%	30	富士宮市	92.78%
13	河津町	95.65%	31	浜松市	92.28%
14	伊豆市	95.02%	32	沼津市	91.91%
15	牧之原市	94.89%	33	函南町	91.21%
16	菊川市	94.70%	34	熱海市	90.65%
17	松崎町	94.66%	35	清水町	90.58%
18	三島市	94.66%	県平均		93.68%

表8：保険料（税）負担率（令和元年度：所得割対象額に対する国保料（税）負担率）

順位	市町名	負担率	順位	市町名	負担率
1	松崎町	16.00%	19	島田市	13.44%
2	河津町	15.73%	20	御前崎市	13.36%
3	東伊豆町	15.68%	21	森町	13.28%
4	西伊豆町	15.07%	22	静岡市	13.23%
5	沼津市	14.99%	23	小山町	13.21%
6	浜松市	14.97%	24	藤枝市	13.18%
7	御殿場市	14.74%	25	湖西市	12.97%
8	富士宮市	14.60%	26	川根本町	12.95%
9	牧之原市	14.55%	27	伊豆の国市	12.86%
10	熱海市	14.34%	28	掛川市	12.80%
11	清水町	14.33%	29	伊東市	12.80%
12	吉田町	14.33%	30	伊豆市	12.69%
13	函南町	14.18%	31	下田市	12.65%
14	菊川市	14.07%	32	南伊豆町	12.32%
15	富士市	13.96%	33	長泉町	12.05%
16	裾野市	13.95%	34	磐田市	11.90%
17	焼津市	13.94%	35	三島市	11.16%
18	袋井市	13.81%	県平均		13.77%

表9-1：保険料（税）（令和2年度：医療給付費分）

市町名	算定方式	応能割		応益割		賦課限度額
		所得割	資産割	均等割	平等割	
静岡市	3	6.08%		24,900円	20,900円	63万円
浜松市	3	7.34%		27,000円	23,000円	63万円
沼津市	4	7.74%	9.00%	23,000円	15,700円	61万円
熱海市	3	6.50%		32,200円	24,700円	61万円
三島市	3	7.26%		31,800円	9,600円	63万円
富士宮市	4	6.40%	12.50%	25,000円	22,000円	61万円
伊東市	3	5.60%		22,400円	16,000円	61万円
島田市	3	5.80%		27,800円	21,600円	61万円
富士市	4	6.40%	8.00%	24,000円	19,200円	61万円
磐田市	4	4.40%	30.00%	19,800円	21,600円	61万円
焼津市	4	5.50%	20.00%	28,100円	18,000円	61万円
掛川市	3	5.80%		22,800円	16,000円	61万円
藤枝市	4	5.30%	20.00%	24,000円	20,000円	63万円
御殿場市	3	6.00%		24,000円	21,600円	61万円
袋井市	4	5.00%	30.00%	25,300円	25,700円	61万円
下田市	3	5.10%		19,300円	13,900円	63万円
裾野市	3	6.80%		26,000円	18,600円	61万円
湖西市	4	4.30%	22.00%	26,600円	21,800円	63万円
伊豆市	3	6.55%		25,100円	19,200円	61万円
御前崎市	4	5.30%	16.00%	24,000円	23,000円	61万円
菊川市	4	4.90%	23.20%	26,200円	22,700円	63万円
伊豆の国市	3	6.00%		25,200円	19,200円	61万円
牧之原市	4	6.50%	5.00%	21,600円	21,600円	63万円
東伊豆町	3	6.10%		20,000円	21,000円	61万円
河津町	4	6.00%	16.00%	23,500円	18,000円	61万円
南伊豆町	3	6.50%		19,000円	21,000円	63万円
松崎町	3	5.95%		20,400円	14,800円	63万円
西伊豆町	3	6.10%		18,900円	17,000円	63万円
函南町	3	6.62%		18,000円	25,000円	63万円
清水町	4	6.20%	8.00%	24,000円	22,500円	61万円
長泉町	4	6.40%	9.40%	23,700円	23,000円	61万円
小山町	4	4.87%	19.73%	19,300円	21,600円	63万円
吉田町	3	6.30%		24,000円	28,800円	63万円
川根本町	3	4.46%		15,800円	16,600円	63万円
森町	4	4.47%	30.00%	25,000円	21,600円	63万円
平均		5.90%	7.97%	23,649円	20,186円	

表9-2：保険料（税）（令和2年度：後期高齢者支援金分）

市町名	算定方式	応能割		応益割		賦課限度額
		所得割	資産割	均等割	平等割	
静岡市	3	2.30%		9,800円	7,600円	19万円
浜松市	3	2.35%		11,800円	8,100円	19万円
沼津市	2	2.68%		12,700円		19万円
熱海市	3	0.70%		5,400円	8,000円	19万円
三島市	2	1.39%		13,800円		19万円
富士宮市	3	2.35%		8,000円	7,500円	19万円
伊東市	3	2.10%		8,400円	6,000円	19万円
島田市	3	1.90%		8,000円	8,000円	19万円
富士市	3	2.30%		9,600円	8,400円	19万円
磐田市	4	1.40%	5.00%	7,200円	6,600円	19万円
焼津市	3	1.80%		7,500円	6,500円	19万円
掛川市	3	2.10%		9,200円	6,000円	19万円
藤枝市	3	1.60%		8,000円	6,000円	19万円
御殿場市	3	2.30%		9,600円	7,800円	19万円
袋井市	4	1.40%	4.10%	7,200円	6,400円	19万円
下田市	3	2.00%		7,600円	5,500円	19万円
裾野市	3	2.40%		9,400円	6,800円	19万円
湖西市	4	1.60%	4.00%	9,600円	7,200円	19万円
伊豆市	3	2.27%		8,900円	7,600円	19万円
御前崎市	4	1.50%	5.00%	7,500円	8,000円	19万円
菊川市	4	1.60%	7.80%	7,800円	6,700円	19万円
伊豆の国市	3	2.10%		8,400円	7,200円	19万円
牧之原市	4	2.40%	3.00%	7,200円	7,200円	19万円
東伊豆町	3	2.40%		9,000円	9,000円	19万円
河津町	4	2.00%	5.00%	9,500円	6,200円	19万円
南伊豆町	3	2.50%		7,000円	8,000円	19万円
松崎町	3	2.40%		8,000円	6,200円	19万円
西伊豆町	3	2.80%		8,100円	8,000円	19万円
函南町	2	2.40%		14,000円		19万円
清水町	3	2.10%		9,600円	7,200円	19万円
長泉町	3	2.10%		7,900円	7,400円	19万円
小山町	4	2.06%	6.67%	10,200円	8,500円	19万円
吉田町	2	2.60%		10,800円		19万円
川根本町	3	2.17%		7,300円	7,500円	19万円
森町	4	1.60%	7.00%	7,500円	6,700円	19万円
平均		2.05%	1.36%	8,900円	6,394円	

表9-3：保険料（税）（令和2年度：介護納付金分）

市町名	算定方式	応能割		応益割		賦課限度額
		所得割	資産割	均等割	平等割	
静岡市	2	2.33%		18,400円		17万円
浜松市	3	1.90%		9,800円	7,000円	17万円
沼津市	2	2.27%		14,200円		16万円
熱海市	3	1.60%		9,400円	5,000円	16万円
三島市	2	2.28%		16,200円		17万円
富士宮市	3	2.00%		10,000円	4,600円	16万円
伊東市	2	1.70%		13,200円		16万円
島田市	2	1.80%		12,600円		16万円
富士市	2	2.20%		15,600円		16万円
磐田市	4	0.90%	4.50%	6,000円	4,200円	16万円
焼津市	4	1.48%	5.00%	8,800円	6,000円	16万円
掛川市	2	1.60%		13,000円		16万円
藤枝市	3	1.70%		9,000円	4,000円	17万円
御殿場市	2	2.00%		14,400円		16万円
袋井市	4	0.95%	4.50%	7,100円	4,500円	16万円
下田市	2	1.70%		11,900円		17万円
裾野市	2	2.10%		14,200円		16万円
湖西市	4	1.40%	4.00%	9,600円	7,800円	17万円
伊豆市	2	2.01%		14,800円		16万円
御前崎市	4	1.40%	5.00%	9,000円	6,000円	16万円
菊川市	4	1.50%	7.50%	9,900円	5,900円	17万円
伊豆の国市	2	1.60%		13,200円		16万円
牧之原市	2	2.20%		16,000円		17万円
東伊豆町	2	1.90%		14,000円		16万円
河津町	4	1.50%	4.00%	10,500円	4,000円	16万円
南伊豆町	2	1.60%		11,000円		17万円
松崎町	2	2.30%		14,000円		17万円
西伊豆町	2	2.30%		14,000円		17万円
函南町	2	2.00%		17,000円		17万円
清水町	2	2.05%		18,000円		16万円
長泉町	2	1.80%		13,600円		16万円
小山町	4	2.23%	4.67%	14,300円	4,700円	17万円
吉田町	2	2.00%		12,000円		17万円
川根本町	2	2.05%		13,500円		17万円
森町	4	1.00%	6.00%	9,000円	5,600円	17万円
平均		1.81%	1.29%	12,491円	1,980円	

表 10：令和 3 年度 市町村標準保険料率

市町名	医療分（3方式）			後期高齢者支援金分（3方式）			介護納付金分（2方式）	
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割
静岡市	7.22%	28,739円	20,181円	2.59%	10,194円	7,159円	2.25%	16,245円
浜松市	7.44%	29,612円	20,794円	2.56%	10,086円	7,082円	2.29%	16,518円
沼津市	7.30%	29,033円	20,387円	2.44%	9,631円	6,763円	2.14%	15,434円
熱海市	6.61%	26,289円	18,460円	2.41%	9,522円	6,686円	2.12%	15,274円
三島市	7.15%	28,423円	19,959円	2.56%	10,095円	7,089円	2.13%	15,384円
富士宮市	7.13%	28,366円	19,919円	2.47%	9,744円	6,842円	2.20%	15,850円
伊東市	5.72%	22,746円	15,972円	2.49%	9,836円	6,907円	2.19%	15,752円
島田市	6.93%	27,560円	19,353円	2.53%	9,973円	7,003円	2.23%	16,067円
富士市	7.21%	28,681円	20,140円	2.46%	9,681円	6,798円	2.14%	15,385円
磐田市	6.60%	26,264円	18,443円	2.55%	10,050円	7,057円	2.29%	16,506円
焼津市	6.90%	27,431円	19,262円	2.53%	9,956円	6,991円	2.22%	15,961円
掛川市	6.50%	25,864円	18,162円	2.56%	10,111円	7,100円	2.28%	16,435円
藤枝市	6.59%	26,213円	18,407円	2.54%	10,029円	7,042円	2.27%	16,367円
御殿場市	7.30%	29,033円	20,387円	2.45%	9,652円	6,778円	2.14%	15,397円
袋井市	6.80%	27,067円	19,007円	2.55%	10,061円	7,065円	2.29%	16,493円
下田市	6.56%	26,091円	18,321円	2.44%	9,613円	6,750円	2.14%	15,418円
裾野市	7.22%	28,717円	20,166円	2.51%	9,906円	6,956円	2.18%	15,725円
湖西市	6.95%	27,659円	19,423円	2.57%	10,152円	7,129円	2.28%	16,394円
伊豆市	5.52%	21,965円	15,424円	2.45%	9,675円	6,794円	2.11%	15,219円
御前崎市	7.95%	31,624円	22,206円	2.53%	9,960円	6,994円	2.20%	15,866円
菊川市	6.81%	27,080円	19,016円	2.53%	9,994円	7,018円	2.18%	15,675円
伊豆の国市	7.19%	28,589円	20,075円	2.53%	9,972円	7,002円	2.28%	16,428円
牧之原市	6.68%	26,584円	18,668円	2.50%	9,858円	6,923円	2.15%	15,488円
東伊豆町	6.63%	26,372円	18,519円	2.41%	9,499円	6,670円	2.16%	15,592円
河津町	8.38%	33,343円	23,414円	2.39%	9,428円	6,621円	2.15%	15,506円
南伊豆町	6.86%	27,290円	19,163円	2.48%	9,776円	6,865円	2.24%	16,166円
松崎町	6.39%	25,437円	17,862円	2.44%	9,626円	6,760円	2.10%	15,164円
西伊豆町	7.35%	29,243円	20,535円	2.48%	9,762円	6,855円	2.21%	15,895円
函南町	6.63%	26,374円	18,520円	2.42%	9,546円	6,703円	2.10%	15,160円
清水町	6.81%	27,098円	19,029円	2.36%	9,290円	6,524円	2.05%	14,773円
長泉町	7.24%	28,803円	20,226円	2.35%	9,261円	6,503円	2.20%	15,883円
小山町	7.60%	30,248円	21,241円	2.47%	9,748円	6,845円	2.12%	15,294円
吉田町	7.30%	29,034円	20,388円	2.43%	9,578円	6,726円	2.14%	15,423円
川根本町	6.75%	26,832円	18,841円	2.51%	9,897円	6,950円	2.17%	15,627円
森町	6.96%	27,690円	19,444円	2.52%	9,941円	6,981円	2.28%	16,394円